

巨理町立学校給食センター
整備運営事業

審査基準書

2024(令和6)年1月26日

巨理町

目次

第1 総則	1
1 優先交渉権者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査結果の公表	2
第2 資格審査	3
第3 提案審査	6
1 基礎審査	6
1) 提案価格の確認	6
2) 提案書類の確認	6
2 総合審査	7
1) 提案価格の評価	7
2) 提案内容の得点化	7
別表1 提案内容の評価項目及び配点	8
1 事業計画全般に関する事項	8
2 施設整備業務に関する事項	9
3 維持管理業務に関する事項	10
4 運営業務に関する事項	11
5 開業準備業務に関する事項	12

第1 総則

1 優先交渉権者の決定方法

「巨理町立学校給食センター整備運営事業」(以下「本事業」という。)の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者の決定にあたっては、DBO 事業に期待されるコスト縮減のある提案価格のほか、設計、建設、維持管理及び運営に関する提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う公募型プロポーザル方式を採用する。

この「巨理町立学校給食センター整備運営事業審査基準」(以下「本書」という。)は、巨理町(以下「町」という。)が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するための基準を示すものである。なお、優先交渉権者選定に係る事務局は教育総務課が当たる。

2 審査の進め方

審査は二段階の審査によるものとし、以下の手順で実施する。

- ア) 資格審査:第一次審査として参加資格の有無を確認する。
- イ) 提案審査:第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案価格及び応募者の提案内容(プレゼンテーション、ヒアリングを含む)の評価により、総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は事務局が行うものとし、総合審査は、事務局と「巨理町立学校給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が実施する。選定委員会は、有識者及び町職員で構成され、本書の基準に基づいて提案内容の評価を行うほか、事務局が提案価格の評価を行い、それぞれの評価点の合計により提案者の順位を決定する。町は、総合審査による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

委員は、以下のとおりである。委員会を経て「委員」が「委員長」に代わる場合がある。また、委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。なお、選定委員会における審査は非公開とする。

区分	氏名[敬称略]	所属等
委員	石井 敏	東北工業大学 建築学部 建築学科/計画・設計教授(副学長・建築学部長)
委員	氏家 幸子	仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 准教授
委員	千葉 文彦	副町長
委員	巨理町 総務課課長	
委員	巨理町 財政課課長	
委員	巨理町 教育委員会 教育次長	

注)各委員に対し、自己に有利になることを目的として接触等働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

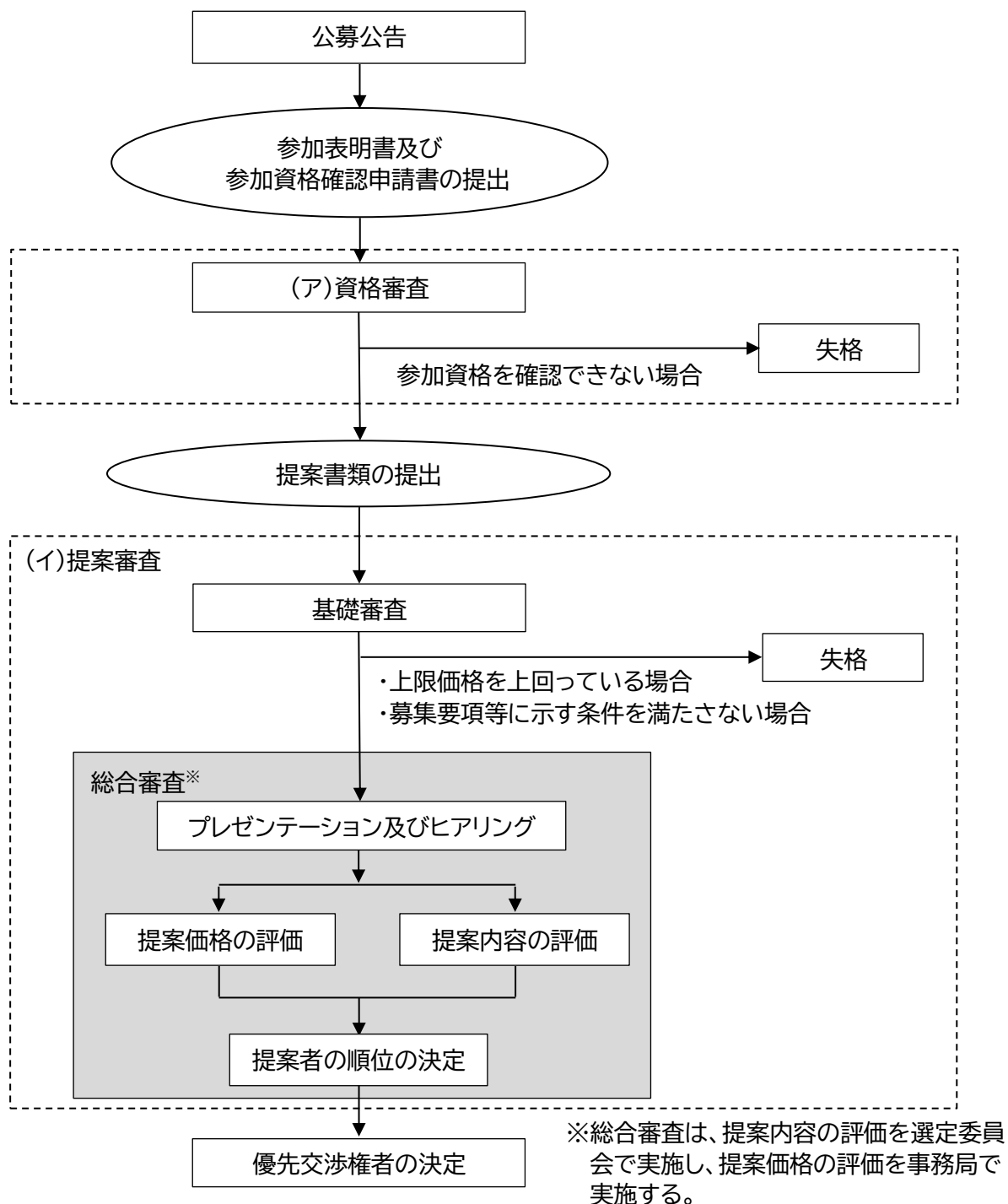


図 審査の進め方

3 審査結果の公表

審査結果は、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要を町のホームページにおいて公表する。

第2 資格審査

資格審査は、応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。資格審査は事務局が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。資格審査における確認内容は下表のとおりとする。

表 資格審査における確認内容

区分	確認項目	様式 (※1)
全般 (構成事業者の 制限) (※3)	次に該当する者は、応募者の構成事業者となることはできない。 (※3)	—
	ア) 地方自治法施行令(1947(昭和22)年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。同法同施行令同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けている者。	様式 2-6
	イ) 会社更生法(2002(平成14)年)法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(1999(平成11)年)法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)	様式 2-6
	ウ) 巨理町入札参加業者指名停止要領(1986(昭和61)年2月26日制定)に基づく指名停止を受けている者。	町の資料
	エ) 参加資格確認申請の日において、国税又は地方税を滞納している者。	様式 2-5
	オ) 町が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・事業者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者。 (※2)	様式 2-6
	カ) 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者。(※2) a 本事業のコンサルタント業務に関与した者は、公募時に示す。	様式 2-6
	キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(1991(平成3)年)法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。また役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員。	様式 2-6
	ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(1999(平成11)年)法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成事業者。(※3)	様式 2-6

区分	確認項目	様式 (※1)
共通事項 (参加資格要件)	ア) 2023(令和5)年度において、令和5・6年度巨理町の入札参加資格者名簿に記載されていること。なお、記載のない事業者は、巨理町一般競争(指名競争)入札参加資格審査(更新・新規)申請要領にある必要書類を提出すること。	町の資料
設計事業者	構成事業者である設計事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ)の要件を満たすこと。(※3)	様式2-7
	ア) 建築士法(1950(昭和25)年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	様式2-7
	イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※4)	様式2-7
建設事業者	構成事業者である建設事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ)からエ)までの要件をすべて満たすこと。(※3)	—
	ア) 建設業法(1949(昭和24)年法律第100号)第3条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。	様式2-8
	イ) 2013(平成25)年度以降、公募公告の日までに延床面積2,000㎡以上の公共施設の完成実績(共同企業体方式にあつては、出資比率20%以上の構成員としての完成実績)があること。(※4)	様式2-8 様式2-13
	ウ) 公募公告時点で最新の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知の建設工事の種類「建築一式工事」の総合評定値(P点)が、850点以上であること。	様式2-8
	エ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を配置できること。 a 監理技術者資格者証(建築)及び監理技術者講習修了証を有していること。 b 参加資格確認申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。	様式2-8 様式2-14
工事監理事業者	構成事業者である工事監理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上はイ)の要件を満たすこと。(※3)	—
	ア) 建築士法(1950(昭和25)年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	様式2-9
	イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※4)	様式2-9

区分	確認項目	様式 (※1)
維持 管理 事業者	構成事業者である維持管理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア)及びイ)についてはすべての者が満たすこと。	－
	ア) 事業を実施するために必要な許認可等を有していること。	様式 2-10
運営 事業者	イ) 事業を実施するために必要な有資格者等を有していること。	様式 2-10 様式 2-18
	構成事業者である運営事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一社以上はすべての要件を満たすこと。	－
	ア) 2013(平成 25)年度以降、公募公告の日までにドライシステムの学校給食施設又は健康増進法(2002(平成 14)年法律第 103号)に基づく特定給食施設において、2,000 食/日以上以上の調理業務の実績を有すること。	様式 2-11 様式 2-14
	イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。(※4)	様式 2-11
調理 設備 事業者	ア) 施設整備業務を担当する調理設備事業者は構成事業者とすること。維持管理業務の保守管理・更新業務を担当する調理設備事業者を、構成事業者または協力事業者にするかの判断は事業者の提案に委ねる。	様式 2-1 様式 2-12
	イ) 構成事業者である調理設備事業者は、共通事項を満たすこと。	－
その他	ア) 前項(設計事業者から調理設備事業者)に記載する事業者以外は、共通事項(参加資格要件)を満たすこと。	様式 2-6 町の資料

※1 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※2 「資本面で関係のある者」とは、当該事業者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

※3 「構成事業者」とは、特定事業を担当する企業をいい、参加者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者をいう。

※4 「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案価格が上限価格を下回っているか否か、及び応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は事務局が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

1)提案価格の確認

提案書に記載された提案価格が、施設整備業務、維持管理・運営業務それぞれについて上限価格の範囲内であることの確認を行う。上限価格を上回った応募者は失格とする。

2)提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下表の事項を確認する。

表 提案書類の確認内容

区分	確認項目	様式
一般事項	ア) 要求した提出書類がすべて揃っていること。 イ) 指定した様式に必要事項が記載されていること。 ウ) 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 エ) 本事業の実施に係る提案内容が、町が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書類 全般
スケジュール	ア) 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること(設計期間、建設期間、開業準備期間等に明らかな矛盾がないこと)。	様式 5-1
価格の妥当性	ア) 提案価格において、算出根拠が明示されていること。	様式 5-6～ 5-8

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

2 総合審査

総合審査では、選定委員会により提案内容の評価を行うとともに、事務局により提案価格の評価を行い、それぞれの評価点の合計により順位を決定する。提案価格の評価点が 30 点満点、提案内容の評価点が 70 点満点の合計 100 点満点で評価する(総合審査の合計が最も高いもの(同点となった場合には、提案内容の評価点が高いもの)から順位を決定する。なお、提案価格と提案内容ともに同点の場合は、委員の多数決により順位を決定する。)

なお、選定委員会は、総合審査の過程において応募者からの提案内容のプレゼンテーション及び応募者へのヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングは令和6年6月末を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて改めて町から各応募者に連絡する。

$$\text{総合評価点(満点 100 点)} = \text{提案価格の評価点(30 点)} + \text{提案内容の評価点(70 点)}$$

1)提案価格の評価

最低価格を提示した提案に満点(30 点)を付与する。それ以外の提案価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第 2 位までを求める。

$$\text{提案価格 A の得点} = (\text{最低の提案価格} \div \text{提案価格 A}) \times 30$$

2)提案内容の得点化

提案内容は、審査項目ごとに4段階で評価し、得点化する。なお、得点化の際は小数点第2位以下を四捨五入する。

審査項目ごとの各段階の得点化は、以下の通りとする。採点基準は、別表 1 に示す。

$$\text{A 評価:配点} \times 1.00 \quad \text{B 評価:配点} \times 0.75 \quad \text{C 評価:配点} \times 0.50 \quad \text{D 評価:配点} \times 0.25$$

別表1 提案内容の評価項目及び配点

1 事業計画全般に関する事項

評価項目		評価の視点	配点		様式
			内訳		
1	取組方針 ・事業実施体制	① 本事業の目的を正しく理解し、事業者独自のノウハウやアイデアを取り入れた優れた提案がされているか。	1点	7点	様式 5-1
		② 各構成事業者等の役割及び責任分担など、事業実施体制について具体的な提案がされているか。	1点		
		③ セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的な提案がされているか。	1点		
		④ 町のモニタリングに対する支援・協力について具体的な提案がされているか。	1点		
		⑤ 地元企業(※)を構成事業者・協力事業者に含んだ事業実施体制が提案されているか。	3点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
2	事業 スケジュール	① 事業スケジュールは効率的かつ無理のない計画であり、実行性に優れた提案がされているか。	1点	2点	様式 5-1
		② スケジュール遅延に関するリスク分析及びリスク対策について優れた提案がされているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
3	リスク管理 (事業スケジュール以外)	① 潜在リスクの分析や把握、業務を実施する事業者間でのリスク分担、及び対応策について具体的な提案がされているか。	1点	2点	様式 5-1
		② リスク対応のための保険付保について適切な提案がされているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
4	災害対応	① 災害発生時における事業継続の対策や計画について、具体的な提案がされているか。	1点	2点	様式 5-1
		② その他、災害時及び事故発生時の復旧支援対応等について適切な提案がされているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
5	地域経済への配慮 や貢献	① 地元企業(※)の活用や資材等の調達について具体的な提案(発注額及び割合)がされているか。	3点	6点	様式 5-1 様式 5-9
		② 地域における雇用促進について具体的な提案(雇用数・雇用条件ほか)がされているか。	3点		
		A 評価:積極的な提案があり大いに期待できる B 評価:積極的に受け入れる提案がある C 評価:上記以外			
6	環境への配慮	① カーボンニュートラル、SDGs、DX、GX 等の様々な社会的要請に配慮した具体的な提案がされているか。	1点	2点	様式 5-1
		② 環境負荷の低減について、客観的に把握可能な指標等が提案されているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
小計				21点	

※ 「地元企業」とは亘理町内に本社を有する事業者をいう。

2 施設整備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点		様式
			内訳		
1	業務実績	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保について優れた提案がされているか。	1点	1点	様式 2-15 様式 2-16 様式 2-17 様式 5-2
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
2	配置計画	① 敷地内の歩行者・車両の動線計画は、安全性と機能性に配慮した提案がされているか。	1点	1点	様式 5-2 様式 6-2 様式 6-3
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
3	内部計画	① 調理作業上の安全性と効率性に配慮した提案がされているか。	2点	4点	様式 5-2 様式 6-4 様式 6-7 様式 6-8
		② 食材の安全性に配慮した提案がされているか。(アレルギー対応食を除く)	1点		
		③ アレルギー対応食の安全性に配慮した提案がされているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
4	調理設備・備品計画	① 調理設備・備品は、献立内容や提供食数、調理時間等を考慮したものが選定されているか。	2点	5点	様式 5-2 様式 6-9 様式 6-11
		② 調理設備は、衛生面及び作業面の安全性を考慮したものが選定されているか。	3点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
5	施設、設備のメンテナンス性	① 限られた期間(夏季休業等)に施設設備の更新、メンテナンス及び工事が可能となる具体的な提案がされているか。	1点	4点	様式 5-2 様式 6-4 様式 6-5
		② 敷設後に作業困難となる配管・高所の作業について、より短時間でメンテナンスや更新が可能な具体的な提案がされているか。	1点		
		③ ライフサイクルコスト(事業契約期間後も含む)の縮減について、具体的な提案がされているか。	2点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
6	施工計画、施工方法等	① 経済性や効率性を考慮した工程管理・工法となっているか。	1点	1点	様式 5-2
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
小計				16点	

3 維持管理業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点		様式
			内訳		
1	業務実績、維持管理体制、維持管理業務	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保について優れた提案がされているか。	1点	3点	様式 2-18 様式 5-3
		② 良好な施設水準を保つための建築物、建築設備及び附帯保守管理業務の内容(項目、頻度、内容等)について、適切な提案がされているか。 ・建築物保守管理 ・建築設備保守管理 ・清掃 ・植栽・外構等維持管理 ・警備 ・環境衛生管理 ・備品等管理	1点		
		③ 調理設備機器の故障等による業務への支障を最小限にするための対策について、具体的な提案がされているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
2	ライフサイクルコストに配慮した施設の長寿命化、修繕計画や引渡し方法等	① 予防保全、計画修繕に基づいた保守点検、維持管理修繕計画について、具体的な提案がされているか。	2点	6点	様式 5-3
		② 具体的かつ適切な長期修繕計画となっているか。	2点		
		③ 事業期間終了時の業務引き継ぎ方法や、事業期間後のサポート体制について適切な提案がされているか。	2点		
		A 評価:大いに期待できる提案である B 評価:十分検討された提案である C 評価:提案が妥当である D 評価:提案が不十分である			
小計				9点	

4 運営業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点		様式
			内訳		
1	業務実績、 運営業務 実施体制・ 品質の確保	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。総括責任者や各責任者は、調理場の規模に見合った実務経験のある人材が配置されているか。	2点	9点	様式 2-19 様式 5-4
		② その他の人員について適切な人数が配置され、安定して稼働するための具体的な提案がされているか。	2点		
		③ 従業員の採用計画や人員確保について、具体的な提案がされているか。現職員や現調理員の継続雇用について、具体的な提案がされているか。	3点		
		④ 町が行う食育の推進に対する具体的な提案がされているか。	1点		
		⑤ おいしい給食を提供するため、町の指摘や要望も踏まえ、業務改善を継続的に図り、運営業務の品質を確保する仕組み・モニタリングの実施体制について、適切に計画をしているか。	1点		
		A 評価:大いに期待できる提案である C 評価:提案が妥当である	B 評価:十分検討された提案である D 評価:提案が不十分である		
2	食の安全確保	① 食中毒や異物混入の防止策及び事故後の対策は HACCP の考え方に基づき提案されているか。	2点	4点	様式 5-4
		② 食物アレルギー事故の防止策及び事故発生時の対応について、優れた提案がされているか。	2点		
				A 評価:大いに期待できる提案である C 評価:提案が妥当である	B 評価:十分検討された提案である D 評価:提案が不十分である
3	衛生管理の 徹底	① 「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。	2点	6点	様式 5-4
		② 衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。	2点		
		③ 従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に計画をしているか。	2点		
				A 評価:大いに期待できる提案である C 評価:提案が妥当である	B 評価:十分検討された提案である D 評価:提案が不十分である
4	配送・回収 業務	① 安定的な配送・回収体制について、適切な提案がされているか。	1点	3点	様式 5-4
		② 配送・回収時の安全確保について具体的な提案がされているか。	1点		
		③ 配送・回収時における交通事故、自然災害等の緊急時の具体的な対応策について、適切に計画をしているか。	1点		
				A 評価:大いに期待できる提案である C 評価:提案が妥当である	B 評価:十分検討された提案である D 評価:提案が不十分である
小計				22点	

5 開業準備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点		様式
			内訳		
1	開業準備	① 開業時からの円滑な給食の提供開始に向け、適切な計画(準備期間、試運転、従業員研修等)が提案されているか。	2点	2点	様式 5-5
		A 評価:大いに期待できる提案である C 評価:提案が妥当である	B 評価:十分検討された提案である D 評価:提案が不十分である		
小計			2点		